三木断酒会　会則

公益社団法人　全日本断酒連盟
特定非営利活動法人　兵庫県断酒会
三木断酒会

第1条　呼称

本会は『三木断酒会』と呼称する。

第2条　組織構成

本会はアルコール酒害者、及びその家族並びに本会の趣旨に賛同した者を以て組織する。

第3条　目的

本会は会員相互の協力により各人の断酒を全うし、より良い家庭環境の建設に努めると共に、広く社会福祉に貢献することを目的とする

第4条　活動及び事業

本会はその目的を達成するために次の活動及び事業を行う。

1　会員相互の心の触れ合いによる人間関係の確立を図るため、毎月二回以上、体験談に始まり体験談に終わる断酒例会を行う。断酒例会は原則として会員のみならず、家族、関係者、一般市民の参加も可とする。
2　行政機関及び医療・福祉等の専門機関との連携を図り、一般市民に対して酒害啓発事業及び酒害相談活動を行う。具体的には、酒害相談・病院院内例会・カンファレンス等に積極的に参加・協力する。
3　本会員の親睦、福祉増進及び弔慰のための諸施策。
4　文書宣伝、断酒に関する図書の購読、出版及び普及並びに機関紙の発行。
5　一般市民、行政医療関係者、断酒会員、家族を対象とした諸集会、研修会、講演会等の開催。
6　友好団体との交流活動。
7　本会は公益社団法人全日本断酒連盟、兵庫県断酒連合会（NPO 法人兵庫県断酒会）に加盟する。
8　その他、本会の目的達成に必要な活動及び事業

第5条　正会員

正会員は酒害者本人で本会の趣旨に賛同し入会を届け出たものとする。

第6条　家族会員

家族会員は、酒害者本人の家族並びに親族とする。

第7条　賛助会員

賛助会員は本会の趣旨に賛同し、その発展に寄与した者で会長推薦した者とする。

第8条　役員

本会は次の役員を置き、総会にて選出する。

1．会長　　１名
2．副会長　１名
3．事務局長　１名
4．会計　　１名
5．会計監査　2名
6．その他、本会の運営上必要に応じて選出する

第9条　役員職務

役員の職務は次の通りとする。

1．会長・・・本会を代表し会務を統括する。
2．副会長・・・会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3．事務局長・・・内外の連絡機関として会全般の円滑なる業務遂行に尽力する。

4. 会計・・・会計事務を処理する。

5. 会計監査・・・会計事務を監査する。

第10条　役員の任期は次の通りとする。

1　役員の任期は当該年度総会から次年度総会までの1年とする。但し兼任、再任は妨げない。

2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は任期満了時でも、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

第11条　顧問・相談役

本会に顧問及び相談役を置くことができる。

1　顧問、相談役は、学識経験者及び本会に特に功労があった者の中から役員会の推薦により会長が委嘱する。

2　顧問、相談役は役員会に出席し意見決議に参加でき、運営、実行にも関与できる。

第12条　役員会

役員会は次の通りとする。

1　役員会は役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し開催する。

2　役員会においては、本会運営に関する諸事項を審議する。

第13条　経費

本会の経費は次の収入を以てこれに充当する。

1　会費　正会員各自より毎月定額を徴収する。金額は総会の審議により定める。

2　負担金

3　補助金、助成金および寄付金

4　その他雑収入

第14条　総会

本会は毎年 1 回、定期総会を開き、事業報告、会計報告及び事業計画の審議を行う。総会は、本会の最高決議機関であって全会員で構成され、2/3 以上の出席（委任を含む）で成立し、議決は出席者の過半数の賛否で以て成立する。

第15条　支部

本会は別に定める地域ごとに支部を置く。支部に関する規定は別に定める。

第16条　施行

本会則の施行に関して必要な事項は、役員会の議決を経て会長が別に定める。　会費の項目がない

附則

1　なし

改訂日：令和4年9月24日